

## 社会福祉法人真栄会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真栄会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (交通費の支給)

第4条 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。  
役員等が会議等に出席した場合の費用弁償

神埼市内	1,000円
その他	2,000円

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1の一部改正)

別表1 (非常勤役員等の報酬等の支給の基準)

役員等

名 称	
理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会 及び監事監査並びに指導監査等への出席報酬	4時間未満 5,000円
	4時間以上 10,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	10,000円